

## 46. 林業経営計画の性質とその支配因子について

九州大学農学部 坂 本 格

### 1. 目 的

経営計画の作製にあたって、将来の経済状況に関する予測精度が時間とともに変動するような場合、しかもその経営が生産期間を異にする色々の部門をもつているとか、その期間の変更が可能であるような場合には、計画の性質が上述の精度とからみ合つて色々の様相を呈するはずである。またその中の特定部門に国民経済的制約が課せられるような場合にもまた計画に特殊な性質がつけ加えられることになる。

そこで、ここに林業における上の二つの条件と経営計画との関係を明らかにしたい。

### 2. 経済状態の予測精度と林業経営計画

林業経営が採取、育林の二部門をもつていているとして考えよう。一般に生産期間は前者においては略々一年未満、後者においては数十年である。そこでもし将来の経済状態を推定した時の精度が、数十年の期間にわたつて所定の精度以内に入るような値を示しておれば、採取部門の投資と育林部門の投資とは同一の次元で競合することができるはずである。そこで両部門への投下資金の配分は同一の指標（たとえば限界効用が両部門で等しくなるように）によつて計画されることになる。この場合基本的には同一の指標によつて立てられた個別計画の一期間相当部分の集合が期間計画となるであろう。

ところが、もしその推定精度が、たとえば数年以後の将来に関する推定状況を経営計画資料として使用できないことを示したとしよう。この場合採取事業の個別計画は推定された経済状況をもとにして立てることができ、この部門内のすべての計画は市場と関連した経済的考慮のもとに、先の場合と同様に作製される。しかし一方育林事業の個別計画は将来の経済状況と隔絶されたままで作製されなければならない、その指標は採取部門とは異ならざるをえない。結局、育林のための資金投下は採取の場合と異なつて経営利益を追求する手段としての経営資産のための投下ではなくて、多分に投機的、あるいは所有財産増大、補填のための投下という色探を帯びてくるのであり、育林部門の個別計画は、どのような樹種を、どのような空間

に、どのような林分構造をめざして植えるかに関する決定に至る選択過程を純経済的姿態においては含みえず、これの決定は経済的考慮の外に出て造林技術的、あるいは極端には趣味的になされるという形で計画の基本的過程が構成される。したがつて育林の計画は非経済的方法による目標選択過程とその目標を達成するための経済的方法の選択過程という二つの部分を含み、つまるところ物理的資源造成のための経済的方法の選択がその主内容を構成する。このような場合採取、育林両部門は同一次元で競合できない性質をもつてはいるが、経営全体の計画は収益性指標によるものと、生産性指標によるものと、技術的指標によるものとが等しいレベルに混在することになり、先の場合とは計画の本質を異にするのである。

### 3. 国民経済的条件と林業経営計画

一般に自由経済下においては長期経済予測の困難さが大きい、計画経済の度合が高まるにつれてそれは減少し、予測精度は上ると考えられる。上述のようにその予測が一伐期に相当する期間以上にわたつて信頼できれば収益性指標によつて林業経営の全体が利益最大に向つて計画された活動を営むのであつて、計画経済の度合が強まるにつれて林業経営は利益を著実に手にすることができる。この場合林業経営は国家によつて利益を保証されているわけであるが、もし国民経済がたとえば木材供給不足に悩んでいるとすれば國家は保証の代償として林業経営に利益率を下げてでも育林の集約度を上昇させることを要求しうるだろう。このように国民経済的条件が採取、育林部門の計画を異なる指標によつて作製することを余儀なくする場合も考えられる。

### 4. 結 論

林業の経営計画を根本的に支配するものは経済予測の精度であつて、今後予測技術の進歩、計画経済の強化などによつて予測精度は上昇するものとは考えられるし、短伐期生産の技術進歩も期待されるが、しかし何十年という長い期間には不測の経済的変革が起るであろうことを想定すべきであろうところから、やはり林業の経営計画の本質は第2節後半に述べたように、

採取部門においては収益性原理に、育林部門においては生産性および技術的原理に基本的な性格づけがなされるものといわなければならぬ。

れるものといわなければならぬ。

## 47. 林道投資の経済効果について

九州大学農学部 坂本 格

### 1. 目的

林道投資の経済効果の性質を解明し、その効果評定指標を正しく把握しようとするのが本論の目的である。

### 2. 経済効果の性質

従来は林道投資の経済効果として販売時点において林木のもたらす利益の増加分があげられたり、あるいは林木蓄積評価額の増加分またはこれと地価増加分を加え合せたものがあげられたりしている。

ところで、第一にあげた効果はまさに実現した価値そのものであるが、他の二つはこれと異なつて不動産取引業であれば実現する価値であるにしても林業の経営にとっては永遠に実現することのない性質のもので、これらは固定資産の評価増であるにすぎない。

したがつて第一の効果と第二、第三の効果は実現性という点で全く相反する性質をもつてあり、これらを区別することなく同一の次元に属する効果として取扱うことは危険であつて、これらは収益性効果と信用効果として両然と区別すべきであろう。

### 3. 経済効果の評定指標

従来林道投資の経済効果の評定には二つの仕方が用いられてきた。その一つは投資額に対して林木蓄積価と地価が如何に増大したかという観点からの効果の評定であり、その指標として  $(\text{増加額}) / (\text{投資額})$  を用いる仕方である。しかしこれは第2節からして明らかなように固定資産評価額の増大効果のみに目を向けたものであつて、信用効果のみを投資効果と考えている点において不完全であるといわなければならない。

いま一つは、林道投資の採算性を、採取対象となる既存森林資源からの生産高総額に対してその投資が合うかどうかという点から論ずるもので、この場合の効果評定指標には  $(\text{既存森林資源伐採による利益増加総額}) / (\text{投資額})$  が用いられるのである、しかしこれは二つの点で完全さを欠いている。すなわち、第一に信

用効果を考慮の外におき収益性効果のみしか考えていないという点においてである。第二に既存森林資源だけしか考慮しない点においてである。第二点について詳述しよう。この場合のように考えると、当然既存資源には量的限界があるから、林道投資もある一定期間に回収されなければならず、その償却期間が考えられることになる。多くの場合償却期間はその資源を採りつくす期間とされている。そうすれば経済効果は  $(\text{年利益の増加額}) / (\text{減価償却額})$  によつて判定されるのもいいかえられる。しかしながら林道は既存資源の開発だけでなく、生産原価の低減とからんで伐跡への育林をも一部可能にするだろうし、その集約度も以前より上昇させざるはずであるから、林業経営はこれによる利益増加も林道投資に負つていると考えるべきであり、これの増加額も経済効果評定にさいして考慮しなければ効果評定作業は伐採業者のそれに終つてしまい、育林部門を抱えた林業経営における効果評定には全く不都合なものとなつてしまうのである。しかも道路は物理的には補修を加えれば永遠の使用に耐えうるし、採取方法に技術革新が生じなければ林道による林木採取という方法が道徳的に陳腐化してしまうこともありえない（けれどこの考え方は現実に即したものであろう）。加えて、林道が既存資源を取りはらつた後の育林事業をも支配するのであるから、林道は物理的にのみならず経済的にも永遠の耐用年をもつことになる。したがつて伐採業を対象としない場合には林道投資の減価償却を全く考える必要がない。すなわち林道は非償却資産としての作用を営み、土地改良資本などと同様に考えてよいのである。ゆえにこの方法は、既存資源のなくなった後の育林事業によつてもたらされる経営の利益増大を考えないことと、それから林道を非償却資産として取扱わない点に第二の誤りがあるわけである。

また従来は林道投資の経営全体への貢献度を全く問題にしなかつたが、この点も考慮して総資本利益率の上昇度を測つて、その投資効果評定指標とすべきで